

「川越市地域防災計画（修正案）」に対して提出された意見と市の考え方について

平成26年12月8日から平成27年1月7日までの間、ご意見を募集したところ、1名の方から5件のご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方を取りまとめましたので、お知らせいたします。

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>＜資料編:P1-98 保健医療部、P1-97 福祉部＞</p> <p>とくに災害弱者（乳幼児、高齢者、障害者）に対して特別な班をもうけて、要支援、要援護に（行政職員も）あたるべきである。福祉部にまかしているが、保健医療部からも人員を出して班を作り対応すべきである。</p> <p>最もダメージをうけるのは災害弱者であり、より手厚い体制にすべきである。（社会福祉法人にいる高齢者、障害者よりも在宅障害者がより困難を強いられる。）</p>	<p>本市における災害対策本部の役割分担として、福祉部では要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等）支援、ボランティアの派遣、義援金品の受入れ等に係る業務を担い、保健医療部では負傷者の医療救護、感染症対策、健康管理等に係る業務を担うこととしています。</p> <p>また、災害時には、多くの負傷者の発生が予想されます。そのため、保健医療部の活動につきましては、災害初動期は主に負傷者に対する医療救護を実施することとしており、災害が沈静化して医療救護活動が縮小されましたら、要配慮者に対する巡回健康相談やメンタルケア対策を実施することとしております。</p> <p>なお、災害時における要配慮者に対する避難支援や生活支援では、自主防災組織や地域住民等の協力を得ながら対応することとしております。また、災害規模が大きく、市の現有職員では要配慮対応に困難が生じるときは、他自治体からの職員派遣を受けることや、（他地域からの）ボランティアの協力を得て対応することとしております。</p> <p>次に示した記載箇所のうち、「第2編 震災対策計画」の当該項目について、保健班を追加いたします。</p> <p>＜記載箇所＞</p> <p>第2編 震災対策計画 第2章 応急対策 第2節 発災初期における災害応急対策活動 第16 要配慮者の安全確保 16.1 高齢者、障害者等の安全確保（P2-275～277）</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
		第3編 風水害対策計画 第2章 応急対策 第3節 発災初期における災害応急対策活動 第14 要配慮者の安全確保 14.1 高齢者、障害者等の安全確保 (P3-83～86)
2	<p>＜本編：P3-106 2.4 医療救護＞</p> <p>積雪の際に困難を強いられるのは、透析患者ばかりではない。車のない自力で歩行不可能な障害者、高齢者。食糧調達や燃料調達ができなければ、最悪死にいたることもあり得る。</p>	<p>行政においては、積雪時には効率的な除雪作業を実施し、交通途絶を防ぎ、医療活動や流通が滞らないよう努めてまいります。</p> <p>また、大雪災害は、市民自らの取組によって被害を最小限に止めることが可能です。事前の備えとしては「一定期間を耐えられるための食料や生活必需品等の備蓄の実施」、降雪後は「マイカー利用の自粛、除雪作業への協力」等について市民に協力していただくことなどを盛り込みました。</p> <p>＜記載箇所＞</p> 第3編 風水害対策計画 第4章 雪害対策計画 (P3-100～108)
3	<p>＜資料編：P2-4、P2-5 備蓄品の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防寒服の在庫が宮下町 200 のみですが、他地区も防寒服を用意すべきである。 ・宮下町のみ在庫が多いが規模が大きいからなのか？専有面積にかかわらず必要な備品は備えてほしい。 ・パーソナルテントも各地区に備えてほしい。 ・車いすは各地区に必要。ストーブも宮下町にしかない。暖をとる時期にはどの地区にも必要。 	<p>本市は、食料、生活必需品、応急対策用資機材等を備蓄する災害備蓄庫（14 箇所）及び避難所となる小・中学校及び市立川越高校の余裕教室などを利用した備蓄品保管室（57 箇所）を整備しています。</p> <p>備蓄品保管室には、災害発生後直ちに必要となる救助用資機材、食料、生活必需品等を備蓄し、その他に災害備蓄庫に分散して備蓄している状況です。</p> <p>必要な備蓄品につきましては、今後も計画的に備蓄し、また、本市が備蓄する物資以外については、事業者と十分調整し、災害時に協力が得られるように物資調達に関する協定を締結するなど協力体制の確立に努めます。</p> <p>＜記載箇所＞</p> 第2編 震災対策計画 第1章 予防計画 第2節 震災に強い防災体制の整備

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
		<p>第3 非常用物資の備蓄 (P2-64~73)</p> <p>第3編 風水害対策計画</p> <p>第1章 予防計画</p> <p>第2節 風水害に強い防災体制の整備</p> <p>第3 非常用物資の備蓄 (P3-20)</p>
4	<p><本編:P2-336、P2-337 応急仮設住宅の設置及び選定></p> <p>障害者、高齢者の仮設に関して、その身体的状態、支援者の有無、家族状況をよく把握し、また、すでに被災され、困難を強いられてきた当事者家族の意見を踏まえて、十分に考慮され最優先で入居できるようにすべきである。</p> <p>仮設はそれを必要としている人たちがいる場合はバリアフリーにすべきである。</p>	<p>仮設住宅につきましては、要配慮者に対して次の事項に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先的に入居できること ・バリアフリー構造とすること ・トイレとの距離が遠くないこと ・車いすが使用可能なこと <p><記載箇所></p> <p>第2編 震災対策計画</p> <p>第2章 応急対策</p> <p>第2節 発災初期における災害応急対策活動</p> <p>第16 要配慮者の安全確保</p> <p>16.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(5) 仮設住宅における配慮 (P2-277)</p> <p>第3編 風水害対策計画</p> <p>第2章 応急対策</p> <p>第3節 発災初期における災害応急対策活動</p> <p>第14 要配慮者の安全確保</p> <p>14.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(9) 仮設住宅における配慮 (P3-86)</p>
5	<p><本編:P2-43 福祉避難所の指定></p> <p>福祉避難所のみ限定されることなく高齢者、障害者が通常の避難所にも避難できるように、体制を整備する必要がある。</p>	<p>通常の避難所においても、要配慮者に配慮した避難所運営体制等を整備してまいります。また、福祉避難所においては高齢者、障害者にとってより良い避難環境を提供できるようにいたします。</p> <p>なお、第2章(応急対策)には、避難した要配慮者に対する各種支援内容について記載しております。</p> <p><記載箇所></p> <p>第2編 震災対策計画</p> <p>第1章 予防計画</p> <p>第3節 市民と行政の協働による防災対策</p> <p>第4 災害時避難行動要支援者対策</p>

No	意見の内容	意見に対する市の考え方
		<p>4.2 要配慮者全般の安全対策 (P2-137、138)</p> <p>第2章 応急対策</p> <p>第2節 発災初期における災害応急対策活動</p> <p>第16 要配慮者の安全確保</p> <p>16.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(3) 避難所における支援 (P2-276)</p> <p>第3編 風水害対策計画</p> <p>第1章 予防計画</p> <p>第3節 市民と行政の協働による防災対策</p> <p>第4 災害時避難行動要支援者対策</p> <p>4.2 要配慮者全般の安全対策 (P3-28、29)</p> <p>(震災対策計画編を準用)</p> <p>第2章 応急対策</p> <p>第3節 発災初期における災害応急対策活動</p> <p>第14 要配慮者の安全確保</p> <p>14.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(5) 避難所における支援 (P3-84)</p>